

# 円融天皇の治世の後半の特色

——二度にわたる内裏の火災——

川 田 康 幸

## 序

本論は「円融天皇の治世の特色——遵子立后——」と題して、昨年本学の紀要において拙論を展開した<sup>註二</sup>、円融天皇の治世の後半を論じたものの続編であり、一部重なる部分がある。ここでいう、円融天皇の治世の後半とは、貞元二年（九七七）十一月の、堀河殿即ち関白太政大臣・藤原兼通の薨去以降を指す。

昨年の紀要では、藤原兼通の薨去後、競うように、頼忠と兼家は自分達の女を入内させる。即ち、貞元三年（九七八）四月十日には、関白左大臣藤原頼忠の女・遵子が入内し承香殿に入り、後に弘徽殿に移る。また大納言であった兼家は、同年八月十七日に女の詮子を入内させ、詮子は梅壺に入る。故関白兼通の女・中宮嬪子は失意のうちに天元二年（九七九）六月三日、堀河院で崩御してしまふ。

ちなみに、天元二年当時の人々の年齢を示すと以下の通りである（『日本紀略』、『二代要記』、『大鏡』、『公卿補任』等参照）。

人物	年齢	摘	要
円融天皇	二十一歳	天徳三年（九五九）誕生。	
皇子皇后	三十三歳	六月三日、三十三歳で崩去。	
頼忠	五十六歳	延長二年（九二四）誕生。	
遵子	二十三歳	寛仁元年（一〇一七）に六十一歳で崩去。	
兼家	五十一歳	延長七年（九四九）誕生。	
詮子	十九歳	長保三（一〇〇一）年に四十一歳で崩去。	

皇子亡きあと、皇后の座を廻って、頼忠の女・遵子と兼家の女・詮子の間で激しい立后争いが生じる。その争いに火を投じるのが懐仁親王の誕生であった。懐仁親王の外祖父・右大臣兼家の圧力にもかかわらず、円融天皇は天元五年（九八二）三月十一日に、関白の女・遵子の立后を執り行うのである。ともすれば帝の外戚として専断になりがちの、九条師輔の一族に対する批判も強かったのではないか。遵子の立后を影で強く進言しつづけ、円融天皇を勇気付けていたのは、先帝・冷泉院の中宮であった昌子内親王であり王族達であったと考えられるのである。

外戚の関白・兼通薨去後の円融天皇はなかなかにしたたかたか、貞元三年四月十日には早速に、新任の関白左大臣頼忠の娘・遵子を入内させている。外戚関係には無かった頼忠との関係を強化する為の嫁娶である。頼忠は円融天皇と外戚関係にはない。その点では軽んじられ名目だけの関白になり勝ちな部分があった。それに比べ、大納言とは言え兼家は円融天皇の外戚の叔父であり、先帝の冷泉院の皇子を抱える政界の実力者であった。円融天皇はこの実力者の九条家流

の兼家に対抗するために、小野宮家流の頼忠を厚遇し取り込むことに留意していたといえよう。このことは、十代の若き青年時代に、外戚・兼通の力を借り、雅を重視し仁政・徳政を敷こうと目指した円融天皇の新政を、関白頼忠と共に再度挑戦する姿でもあったのではないか。理想実現のためには、兼家の横暴を押さえ、後任の関白との関係はゆるぎなく、強固でなくてはならないのである。

ただ一方では、失意の兼家を慰める事にも留意している。即ち、八月十七日に兼家の女・詮子を入内させ、詮子は梅壺に後宮の殿舎とする。さらに引き続き十月二日に除目が行われ、頼忠は太政大臣に、兼家は右大臣に昇格する。右大臣は兼家や安子の父・師輔の極官である。梅壺は円融天皇の母・安子所縁の藤壺の北に隣接しているのである。亡き母の一族の娘であることを十分に認識しているとの、円融天皇の心憎いばかりのメッセージではないか。また外戚兼家の反発・不満に配慮したともいえる。

円融天皇の治世の後半は、この名目上の関白とになりがちな頼忠と、実力者の右大臣・兼家の微妙な権力のバランスの上に展開されていたのである。そして円融天皇は後宮においては、遵子と詮子の入内の時点から、この軽んじられがちな関白頼忠の側・遵子を常に先行させ、疎かにはしないのである。放って置けば自ずと外戚というだけで、権力の集中しがちな、まして幼帝時代には傍若無人な振舞をしていた兼家である。その外戚の兼家の頭を押さえ、一步控えさせて距離を置くのである。この権力関係のバランスを大きく崩す出来事が発生する。いうまでもなく皇子・懐仁親王の誕生である。即ち、一年後の天元三年(九八〇)六月一日に、円融天皇にとって待望の第一子であり、結果として唯一人の皇子でもあった、懐仁親王が詮子の腹に誕生するのである。兼家のは立場は懐仁親王を手にいれることにより一気に強化されたのである。そして撰録の臣では無い現状に対する不満が極度に高まるのである。自分は帝の叔父であり、その上帝の唯一人の皇子の祖父でもある。その自分は今、右大臣として捨て置かれているという不満である。

強大になりすぎた兼家の力を押さえ対抗するために、円融天皇の打ったつぎの手は、遵子の立后である。関白の女の立后により、懐仁親王を手中にしそれでなくても強力になって行く右大臣家とのバランスを取ろうとした。その上で円融天皇は己の理想とする新政を敷こうとした。この当時の円融天皇には、壮年天皇の王者としての実行力・風格が備わっていたのである。また老獪で強大な力をもつ右大臣の圧力に抗して、苦闘・苦悩する円融天皇の姿をも示している。円融天皇にとっては、詮子の立后などは考えられない事であったのではないか。詮子の立后は兼家を益々増上慢させるだけで、百害あって一理無し、という状況を引き起こす恐れが十分にあった。円融天皇は幼かった頃、外戚であることでは高にかけ、強引で平気で独断専行する伊尹や兼家達の政治手法を良く見ていたのではないか。

円融天皇が雅を重視し徳政を敷こうと苦闘すればするほど、外戚の軛から離れよう、自立しようとすることになる。それに伴い権力の座が遠くなるという兼家の不安が積み重ねられ、不満も急激に高まるのである。

### 一、兼家の不満と不安

円融天皇は時の関白藤原頼忠とは外戚関係には無い。一方、円融天皇は右大臣兼家の甥に当たる。兼家の兄でもある伊尹と兼通は、円融天皇の伯父として摂政・関白と撰録の臣を務めていたのである。兼家にすれば本来ならば、兼通に次ぐ円融天皇の関白としての正当性・家柄・実力等は、すべて兼家の側にあったのである。外戚ではない頼忠の側にはない。これが兼家の考え方であろう。

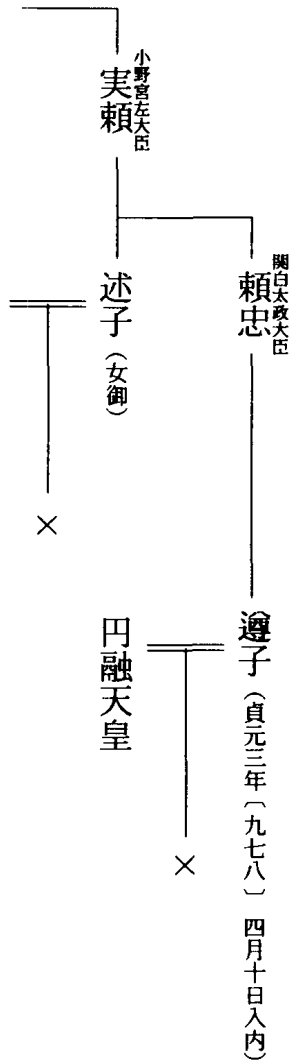
兄・兼通は天禄三年(九七二)十一月に、長兄・伊尹の薨去を受け上首九人を超え、権中納言から一気に関白内大臣に昇進している。<sup>註二</sup>大拔擢である。一方、貞元二年(九七七)十月の兼通の薨去の時は、大納言兼家の上首は、左大臣藤原頼

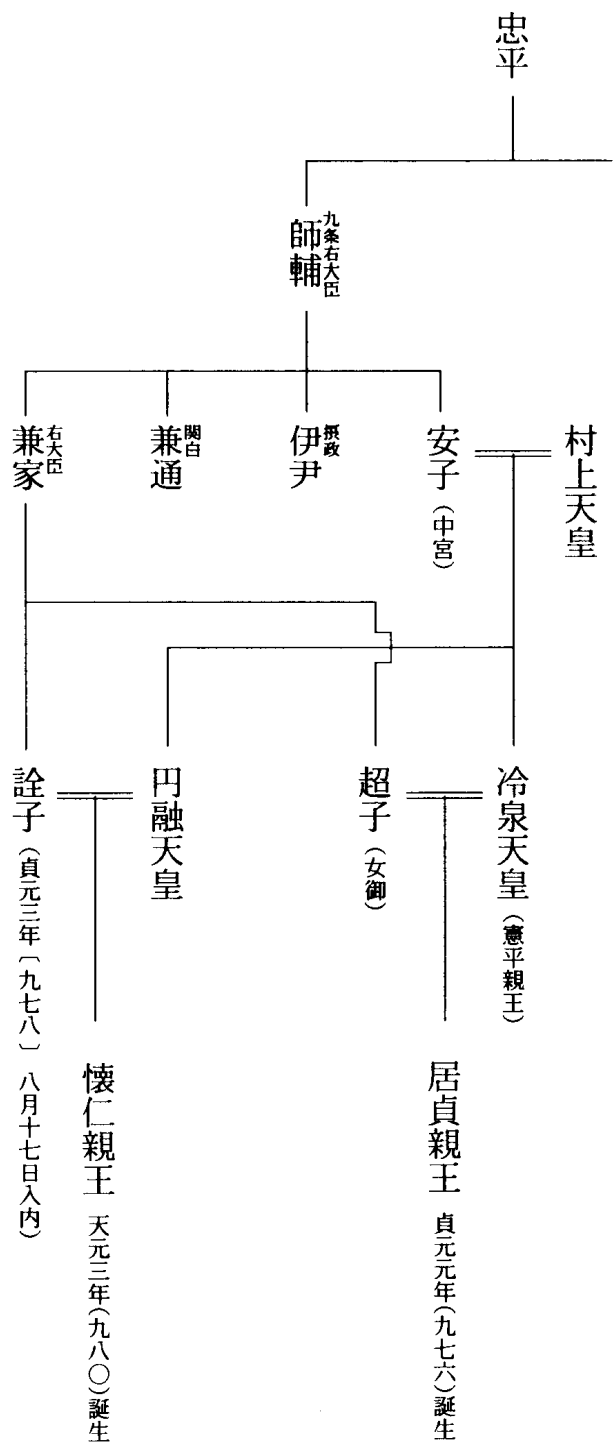
忠と右大臣源雅信の二人しかいなかった。<sup>註三</sup> 前例に倣えば、兼家が当然関白に就任しておかしくなかった。

流布本系『大鏡』の「兼通伝」によれば、死を目前にした兄・兼通に対する、弟・兼家の不遜な行いが無ければ、兼通は弟に関白を譲ろうと思っていたのである。だが死期の近づいた兄の見舞いにも訪れずに、先触れの声もかまびすしく、兄が病の床に伏す堀川第を素通りし、円融天皇のもとに直行した兼家の行いに、兼通は激怒する。病身を押しして兼通は朝廷に参上し、強引な除目を行った。病身で怒り心頭に発していた兼通は、こともあろうに、九条家一族にとって一番の競争相手であった、小野宮家の一族・頼忠に関白を譲ったのである。あまつさえ、兼家は右大将まで取り上げられ、民部卿に左遷されたのである。兼家の兄を兄とも思わぬ、強引で傍若無人で不遜な性格が禍したのであろう。

村上天皇の治世下では、中宮安子の父であり、且つまた皇太子憲平親王の祖父でもあった父・師輔は、常に頼忠の父・左大臣実頼の下風に立たされ、右大臣として一生を終えている。外戚として摂政録の臣の栄誉を荷なうことは無かった。兼家にすれば、自分も父・師輔と同じ悲哀、即ち右大臣のまま一生を終えるのではないかという、強い疑念を抱いかざるをえない立場に追い込まれていたのである(系図I参照)。

系図I





村上天皇(成明親王)は十五歳の天慶三年(九四〇)二月に元服し三品に敍された。そして、その年の四月に安子を飛香舍(藤壺)に迎えている。村上天皇は当時、未だ皇太子ではなかった。村上天皇が皇太子となるのは、四年後の天慶七年(九四四)四月になってからである。安子の場合には村上天皇の糟糠の妻として最初から後宮で、確固たる地位を築いていたと思われる。その後、朱雀天皇の天慶八年(九四五)十一月、時の右大臣実頼女・述子が東宮・成明親王の元に入内する。だが、述子は弘徽殿女御としてその将来を嘱望されていたが、天曆元年(九四七)十月に痲瘡に罹患し、出産の途にあえなく卒去してしまった。未だ十五歳という若さであった。安子にとっては、強力なライバルが消滅したといえる。弘徽殿女御・述子の没後は、安子の地位を脅かすものはほとんどいなかったといえよう。安子の立后は天徳二年(九五八)十月とかなり遅れる。しかし、女御であった安子の生んだ皇子・憲平親王は、天曆四年(九五〇)五月に誕生し、同

年七月に直ちに東宮に擁立され、その将来が約束された。右大臣師輔にとっては、長く待ち望んでいた皇子の誕生であった。憲平親王立太子後は、安子の地位を脅かす女御、更衣達は存在しなかった。その意味では、安子の立后はさほど急ぐことも無かったのではないか。村上天皇と安子の絆は、それほど深いのである（表I参照）。

表I（『日本紀略』、『二代要記』による。）

年	月 日	記 事
天慶三年 九四〇	二月十五日	先帝第十四成明親王於殿上加三元服。即敍三品。 <small>年十五。與帝同胞。</small>
	四月十九日	三品成明親王於飛香舍娶中納言左衛門督藤原師輔卿女。 <small>客子。</small>
天慶七年 九四四	四月廿二日	三品大宰帥成明親王渡坐凝華舍。同日。天皇御南殿。以成明親王爲皇太子。
天慶八年 九四五	十一月五日	入内 <small>（二代要記・女御無位藤原朝臣述子条）</small>
天慶九年 九四六	四月 廿日	天皇逃位於皇太弟成明親王。詔止太上天皇號。遷御綾綺殿。 <small>年廿四。今上廿一。</small>
天曆元年 九四七	十月 五日	女御藤原述子卒東三條第一。 <small>年十五。依疱瘡之間產生也。號弘徽殿女御。左大臣女也。</small> <small>（美稱）</small>
天曆四年 九五〇	五月廿四日	誕生于丹後守藤原遠規宅。 <small>（冷泉院即位前抄記）</small>

天曆四年 九五〇	七月廿三日	於 <sub>二</sub> 外祖右大臣第一立 <sub>三</sub> 爲皇太子 <sub>一</sub> 。
天德二年 九五八	十月廿七日	策立女御從三位藤原朝臣安子爲皇后。

(冷泉院即位前抄記)

だが兼家の場合は、姉の安子の時と比べて、女・詮子入内した時の条件が微妙に異なり、悪いのである。詮子は安子のように先妻・糟糠の妻ではなかった。詮子の入内以前に、皇后藤原皇子や関白女・遵子といった先妻がいたのである。詮子はあくまでも後妻の一人であり、妻としての立場が安子の場合と比べて圧倒的に弱いのである。女御となれたのも遵子の場合は入内の翌月、詮子の場合は入内後三ヶ月を要したのである。円融天皇の遵子と詮子に対する対応には、最初から明確な格差が存在した。関白の女・遵子に対する方が良いのである。その点をはっきり見えるので、兼家の焦りは強いのである。時めいていたか如何かは別ではあるが(表Ⅱ参照)。

表Ⅱ (『日本紀略』による。)

年	月 日	記 事
天禄四年 九七三	二月廿九日	其日。内大臣女藤原皇子入内。
貞元三年 九七八	四月 十日	左大臣二女遵子入 <sub>二</sub> 掖庭 <sub>一</sub> 。准 <sub>二</sub> 女御 <sub>一</sub> 。被 <sub>レ</sub> 免 <sub>レ</sub> 輦。
	五月廿二日	宣旨。以 <sub>二</sub> 藤原遵子 <sub>一</sub> 爲 <sub>二</sub> 女御 <sub>一</sub> 。
	八月十七日	大納言藤原兼家卿息女初入 <sub>二</sub> 掖庭 <sub>一</sub> 。候 <sub>二</sub> 梅壺 <sub>一</sub> 。 <small>名詮子。</small>
	十一月 四日	以 <sub>二</sub> 藤原詮子 <sub>一</sub> 爲 <sub>二</sub> 女御 <sub>一</sub> 。



天元二年 九七九	六月 三日	寅刻。皇后藤原皇子崩于堀河院 <sup>一</sup> 。年三十三。
天元三年 九八〇	六月 一日	寅刻。女御詮子産第一皇子 <sup>一</sup> 。名懷仁 <sup>二</sup> 。

兼家達の父・師輔は小野宮家の実頼に怨念ともいえる対抗心を抱いていた。それが兄・兼通の差し金により、兼家は未だに右大臣として逼塞した状況にさらされている。現状に不満を抱く兼家にすれば、貞元二年(九七七)の左降以降、円融天皇はしばし待てというばかりで、誠意が無いのである。しだいに苛立ちが募り、不満が鬱積していたのである。

## 二、天元三年の内裏火災

詮子入内のほぼ二年後、天元三年(九八〇)六月一日、そこに懷仁親王という円融天皇の掌中の珠を得たのである。右大臣兼家の不満は急激に昂じていったとしてもおかしくない。兼家にとっては、懷仁親王の母・詮子の立后は譲れない要求でもあった。関白頼忠と懷仁親王を得た右大臣の内訌が、それぞれの娘たちの立后を巡って激化するのである。しかし円融天皇は詮子の立后を決断しないのである。加えて、関白頼忠の女・遵子は、天元三年九月十三日の『日本紀略』の記事によれば、弘徽殿女御と記されている。弘徽殿はいうまでもなく、後宮の中でもとくに有力な女御、即ち将来の中宮候補と目される女御や、中宮に与えられる殿舎の一つである。兼家の不満や焦りはこのころから頂点に達していたのではないか。

そしてこの年の初秋、二つの台風が都を直撃した。七月九日の大暴風雨と、七月十五日の大洪水である。九日の暴風では、羅城門等が顛倒し、人家の多くが破損する。また日を置かず、十五日には大洪水が発生し、都中が水浸しとなり

多くの家屋が流されたのである。その被害は甚大なものであったろう。円融天皇にとっては、最初の子供を得た喜びを吹き飛ばしても余りある衝撃となったのではないか。このような自然災害は、円融天皇治世の是非を問う引き金ともなるからである。懐仁親王を手中にした兼家が意を強くして、七月の自然災害で攻勢・批判を強めることは当然考えられる事である。

天元三年秋以降、『日本紀略』の中で、怪異・変事・盜賊・火事などが頻りに記録されている。懐仁親王の誕生以降、初秋の京都を襲った二つの台風被害の発生が引き金となって、世の中が落ち着かなくなったのである。九月十三日にはこともあろうに、「盗入弘徽殿女御御曹司」と盗人が弘徽殿の女御・遵子の曹司にまで忍びこみ、器物を盗んだのである。犯人はすぐに捕えられたが、なんと東宮の帶刀藤原景澄の所為であった。この事件は、弘徽殿の女御並びにその後見の関白の権威の失墜を示している。右大臣の梅壺の女御には皇子の誕生を見たが、弘徽殿の女御・遵子にはいまだ皇子の誕生が無いのである。円融天皇の外戚であり元々強かった右大臣兼家の立場が、円融天皇の第一の皇子・懐仁親王の誕生で一気に関白を圧倒するだけの、より強力なものになったのである。懐仁親王は生後二ヶ月八月一日に早速親王宣下を受けている。東宮の帶刀程度の下衆男の辺りまでもが、関白を恐れなくなったことを如実に示している(表Ⅲ参照)。

表Ⅲ(天元三年・『日本紀略』による。)

月 日	記 事
六月 一日	壬申。寅剋。女御詮子産第一皇子 <sup>一</sup> 。名懷仁 <sup>二</sup> 。

七月 九日	午後。大風暴雨。宮中樹木。諸門。羅城門等顛倒。東西京人宅多以破損。
七月十五日	夜。大雨降。洪水溢。東西京中等如大河。舍屋流損甚多。
七月二十日	於清涼殿新誕皇子五十日。有御遊。
八月 一日	辛未。以第一皇子懷仁爲親王。
九月十三日	盜入弘徽殿女御曹司。掠取器物。東宮帶刀藤原景澄之所爲也。

その場で犯人は捕縛されたとは言え、関白家のダメージは大きいのである。また東宮・師貞親王の権威の失墜、統率力の無さを如実に示す事件でもあった。東宮職では職員が偷盗をしなければならぬほど、経済的に困窮していたのであろうか。盗みを働くほど、東宮の周りで任用されていた人物の質が低下していたのは確かである。東宮・師貞親王の母は、女御懷子である。懷子の父は故摂政・伊尹であり、すでに天禄三年(九七二)十一月に薨去している。東宮には、摂政・伊尹亡きあとはかばかしい後見がいなかった。当時、叔父の義懐は二十四歳と未だ若く、正五位下・右少将で春宮亮を兼ねるといふ卑官で、参議にもなっていないのである。二十四歳の若い外戚では、春宮坊の統制はきかなかつたのではないか。権謀術数の渦巻く世界に取り残され、強力な後見のない東宮の悲哀を感じさせる事件であるともいえる。

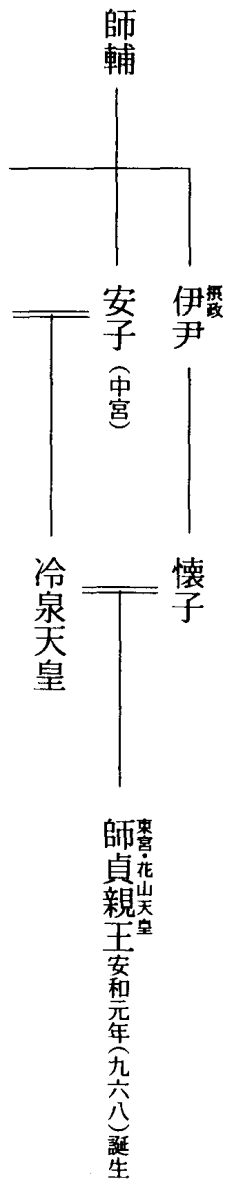
東宮の異母弟にはいうまでもなく、貞元元年(九七六)に誕生した居貞親王がいる。居貞親王の母は兼家の女・超子であり、一歳下の同母弟には為尊親王もいる。仮りに、師貞親王がこの事件で東宮に相応しくないと廃太子という大疑獄事件にでも発展すれば、その有力な後任候補の一人が居貞親王なのである。或は誕生直後の懷仁親王なのである。右大臣師輔の女安子を母とする先帝冷泉院は、誕生二ヵ月で東宮に策立されている。何れにしても兼家は将来帝の外祖父

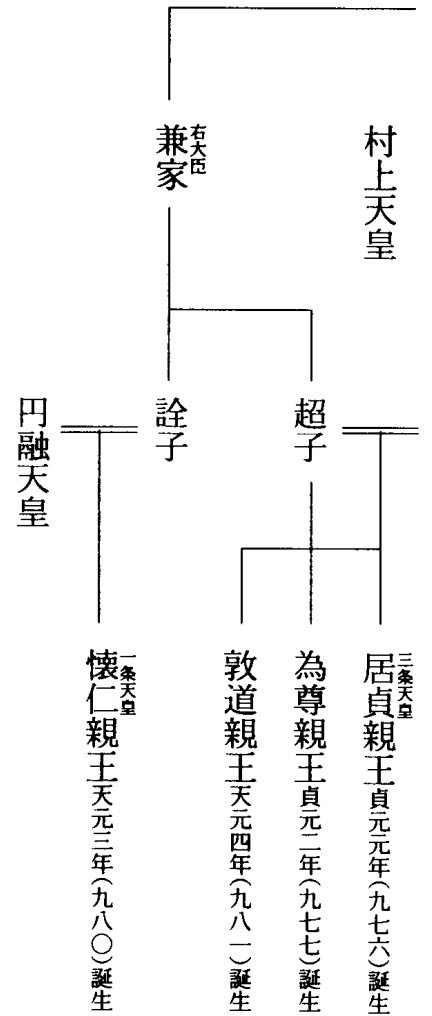
として、撰録臣として政権を荷なうことはほぼ確実視されていたといえる。

関白の娘の住む弘徽殿に、東宮の帶刀が盗みに入って捕まったのである。関白に対抗していた、右大臣兼家にとってこれ程好都合な事件は無かったともいえる。いずれの人物も右大臣兼家にとっては、排除できればこれほど素晴らしい出来事は無いのである。兼家とすれば棚からボタモチという、願っても無い事件なのである。穿った見方をすれば、この事件を裏で糸を引いていた、或は何等かの関わりを有していたのは、右大臣兼家ではなかったのかと疑える出来事でもあったのである。この事件が発生した当時、梅壺女御詮子は出産直後で里下がりをしていて、後宮にはいないのである。偷盗が侵入する殿舎を間違えて、梅壺に忍びこんだとしても詮子に危害が加えられる心配は全く無かったのである。さらに、穿った見方をすれば、詮子が後宮にいなかったから発生した。その様な時節を見計らったような事件でもあったのではないか。

東宮は冷泉院をはさんで、兼家とは利害関係が対立する。弘徽殿女御は円融天皇をはさんで、兼家とはやはり利害が対立する関係にあった。いずれにしても疵がつくのは兼家と対立する側であり、兼家にとっては願ったり叶ったりという状況であったといえるのではないか(系図Ⅱ参照)。

## 系図Ⅱ





円融天皇にとっては、心痛が絶えないのである。台風や地震などの自然現象の場合は不可抗力といえるが、盗賊や火事は人の為せる業である。特に強盗はまさに意識的に行われるものである。人災である。九月の弘徽殿への盗賊の浸入に対しては、世間が騒然としたと思われる。そこへ降って湧いたのが内裏の火災である。

懷仁親王が誕生した天元三年の秋以降の混乱に止めを刺すのが、十一月二十二日に発生した内裏の火事である。主殿寮の人々の詰め所から出た火は、瞬間に内裏の殿舎の殆どを焼き尽くしてしまったのである。主殿寮は掃除をしたり、灯燭を灯したり、天皇の沐浴用の湯を沸かしたり、薪・炭・油等を身近に掌る人々の詰め所である。燃料庫同然の場所からの失火である。火に油をそそぐとはこのことである。

奏<sub>二</sub>宣命<sub>一</sub>之間。從<sub>二</sub>主殿寮人等候所<sub>一</sub>。火焰忽起。天皇御<sub>二</sub>中院<sub>一</sub>。女御遵子移<sub>二</sub>左近府少將曹司<sub>一</sub>。一品資子内親王移<sub>二</sub>縫殿寮<sub>一</sub>。前齋院尊子内親王移<sub>二</sub>本家<sub>一</sub>。此間。諸殿舎皆悉焼亡。所殘采女町。御書所。桂芳坊等也。戌時。天皇移<sub>二</sub>職曹司<sub>一</sub>。

(『日本紀略』天元三年十一月廿二日条)

火災に巻かれて逃げ惑った主な人々は、円融天皇の他には後宮の住人、女御遵子、一品資子内親王、十月に入内したば

かりの尊子内親王といった人々である。詮子がこの中には含まれていない事は注目に値する。詮子はこの時後宮には居なかつたのである。

円融天皇にとっては、貞元元年以降五年も経たない、関白兼通の時代に引き続いての、内裏の大火である。その心痛はいかばかりか。察するに余りある大火ではなかつたか。「愚管抄」には、

此御時内裏焼亡タビくアリ。北野ノ御ユヘナド云傳ヘタリ。貞元元年五月十一日丁丑、内侍所ハ不<sub>二</sub>損滅<sub>一</sub>。但無<sub>レ</sub>光、其色黒云々。天元三年十一月廿二日半滅給云々。  
(卷第二)

と、天元三年の火災では、内侍所の「御神鏡」が熱のため半分溶け損じたと記している。主殿寮の詰め所である。薪炭や灯火用の油などが身近に積んであったのであろう。それらのものに火がつけば、火のまわりも早く火勢も強かつたと思われる。「御神鏡」を持ち出す暇も無かつたのである。

天元三年には懐仁親王の誕生があり、兼家は詮子の立后を待ち望んだのではないか。だがその様な沙汰は全く無かつた。兼家の不満が鬱積し極度に高まつた年ではないか。

内裏周辺の火災は、天元三年の冬に限らないのである。翌年の天元四年(九八一)は引き続き前年の余燼がくすぶり、一月には斎宮寮の雑舎が十三棟、二月には采女司庁、三月には木工町が火事で焼け落ちてゐる。内裏周辺でしつこく火事が発生している(表IV参照)。

表IV(紀)『日本紀略』、④『小右記』による。( )

		月	日	記	事
天元四年		一月	十三日	齋宮寮雜舍十三宇有 <sub>レ</sub> 火。	(紀)
九八一		一月	十八日	止 <sub>二</sub> 賭弓 <sub>一</sub> 。依 <sub>二</sub> 去年内裏火 <sub>一</sub> 也。	(紀)
		二月	九日	今夜。采女司廳燒亡。	(紀)
		三月	十三日	木工町火事、	(小目録一 一九)

このような状況であれば当然、円融天皇の気力も衰える。天元四年はそんな年になった。

### 三、消耗激しい円融天皇

その頻発する火事の合間を縫って、慌ただしく造宮の為の諸事が進行する。内裏を新しく造るのである。その費えは大きく、庶民の蒙る辛酸は想像するにかたくない。仁政を志向していた円融天皇にとって、全く気の休まる間が無いのである。円融天皇にとって天元三年十一月に発生した内裏火災のダメージは大きいのである。円融天皇の気力・体力が一気に衰えるのである。

円融天皇は種々の心労から、天元四年の三月の下旬と七月の下旬から八月の月上旬にかけて、更に十月にとこの年は三回も病気を煩うのである。そして明るる年の、二月四日には足の状態が悪くなったのか、陰陽師に占わせ、医者に見せ、

祈祷をしている。体調の不調が年が明けても続いているのである。心身共に消耗しているのである。

第一回目は天元三年三月二十五日の発病である。内裏の火災で混乱している世間を嘲笑うかの如く、火災の余燼の収まらぬ三日後の十二月一日の夜、但馬守堯時宅を強盗の集団が襲っている。数十人という大集団である。あらかじめ内裏の火災を知っていて、十分に準備を整えていたとしか思えない手際の良さである。

この三月の病では、故藤原忠君の霊が出現し託宣する。忠君は右大臣・師輔の息子で、安和元年(九六八)に没した人物ではないかと思われる。とすれば、九条家一族の代弁者である。小野宮家一族を引立てる円融天皇に恨みを語った可能性が高い。或はもっとはっきり、姪の詮子の立后を激しく迫った可能性も高い。さもなくば懐仁親王の立太子を。本来慶事であるはずの一皇子の誕生も、『栄花物語』によれば、外戚の右大臣家の処遇に対する不満がますます増大して、一方では天皇の心労を増すものであったのである。翌三十日には、天変・怪異を鎮めるための仁王会が行われている。『北山抄』には「日來天變・恠異無有隙」と、連続する天変・怪異を恐れている様子が描かれている(表V参照)。

表V(天元四年(九八一) ㊦『日本紀略』、㊧『小右記』『北山抄』による)

月 日	記 事
三月廿五日	御薬事、付御卜御祈事、 ①目録一二〇
三月廿九日	御薬間、召釋經師事、 故忠君 <sup>(藤原)</sup> 靈託事、 ①目録一二〇



三月 卅日	仁王會。文章博士資忠作「咒願文」。
大臣	仁王會也被仰云日來天變恠異無有隙仍今般若殊爲攘災所修也仁王會法師等給杖取者受綸旨仰左 大臣
	〔北山抄〕一九

また四月下旬には、太政官の民部省に鹿が紛れ込み有卜占が行われた。鹿は藤原氏の氏神の春日大社の神使でもある。更に天候も不順で、五月には止雨の占いと祈願が行われ、一転六月には祈雨の祈願が行われている。天候不順であれば当然、社会不安が増加するのである。さらに六月には采女町で強盗事件が発生している。世間の混乱に拍車をかけている。円融天皇は気の休まる暇が無いのである。七月七日には関白頼忠の四條坊門大宮第を後院として遷御。慌ただしいのである。

このような時に第二回目を発病する。七月下旬である。この時は伊勢神宮の託宣が下ったり、山陵使が派遣されるなど、かなり重かったのではないか。十日以上経過した、八月十日に良源僧正の祈祷の効果が現れ、瘡病が平服した。世の中が落ち着かない状態が長続きし、極度のストレスから来る瘡病では無かったのか。円融天皇は身も心も打ちのめされているのである(表VI参照)。

表VI(天元四年「九八一」) ①『日本紀略』、②『小右記』による)

月 日	記 事
四月廿五日	鹿入「太政官民部省」。有「卜占」。
五月 廿日	霖雨事、有御卜、

①目録一九

②

五月廿一日	霖雨御祈事、	◎小目録一八九
六月 四日	采女町強盜事、	◎小目録一七
六月廿三日	祈雨御祈事、	◎小目録一九
七月 七日	天皇遷 <sub>レ</sub> 御四條後院 <sub>一</sub> 。太政大臣四條坊門大宮第也。以 <sub>レ</sub> 之爲 <sub>二</sub> 後院 <sub>一</sub> 。	◎ <sub>紀</sub>
七月廿九日	有御藥事、	◎小目録一二〇
八月 三日	依御惱并伊勢幣、停釋奠宴座事、	◎小目録一二〇
八月 四日	御惱間、太神宮御託宣事、	◎小目録一二〇
八月 八日	依御惱、被立山陵使事、	◎小目録一二〇
八月 十日	依良源僧正驗、御瘡病平 <sub>復</sub> 事、	◎小目録一二〇

病氣が平服して一カ月、九月四日にはまた奇怪な事件が発生する。造宮の間の里内裏としていた頼忠の四条第において、こともあろうに蔵人式部丞藤原貞孝が、殿上間に祇候している間に殺害される。後院として使用されている関白第である。頼忠の威信にかけてかなり嚴重な警戒が為されていたとしてもおかしくはない。だが関白頼忠第であっても安心ならないのである。何者かが忍びこみ残忍な形で殺したのである。鬼のなせる業かと極度の恐怖に襲われている。そこで九月十四日に、四条後院から円融天皇は職曹司へと急いでまた遷御という次第になる。円融天皇は落ち着ける場所が無いのである。そして十月六日にまた発病。やっと新造なった内裏に移れるのは、十月二十七日である。

だが、さらに気の重いことに、天元四年三月十四日に叡山の衆徒が法性寺座主の件で、関白家に乱入するという乱暴

狼藉を働く。法性寺は言うまでもなく、前年に右大臣兼家の室家・時姫や、故皇后嬪子の法事が行われた寺であり、九条師輔の一族とかかわりが深い。円融天皇は気が落ちつくひまがないのである。法性寺座主の問題解決のための心労は、新造内裏の完成の喜びを半減させるものではないか。関白頼忠や、頼忠を引立てる円融天皇に対する大変な圧力である。(表VII参照)。

表VII(天元四年〔九八一〕) ①『日本紀略』、②『小右記』による)

月 日	記 事
九月 四日	藏人式部丞藤原貞孝候 <sub>二</sub> 殿上 <sub>一</sub> 間。爲 <sub>二</sub> 鬼物 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 致。後院。 ①
十月 六日	<sup>(円融天皇)</sup> 主上有御惱事、 ②
十月廿七日	辛卯。天皇遷 <sub>二</sub> 御新造内裏 <sub>一</sub> 。東宮遷 <sub>二</sub> 座昭陽舎 <sub>一</sub> 。 ①
十二月 七日	叡山衆徒、依法性寺座主事、 <sub>(餘慶)</sub> 乱入關白家事、 ②

天元五年(九八二)に至って、新造なった内裏に新しい女御が迎えられる。だがこの年も前年に引き続き世間は落ち着かない。一月十九日に二品宮・尊子内親王の入内である。一月十九日に入内した、尊子内親王は四月に密かに髪を降ろしてしまう。一月二十八日の朝には冷泉院の女御超子が頓滅する。円融天皇もすっかり消耗している。二月四日には足の状態が悪くなり、医者に見せ祈禱が為されている。三月の一日には日食がある。二月七日には海賊の被害状況が訴えられる。二月二十三日には伊予国から盗賊追討の解文が届く。京都の不安を反映して、地方も落ち着かないのである。

人災といえる火事も収まらない。二月十八日には、織部司の東辺の小屋が焼けている。十九日には弘徽殿渡殿に下人が抜刀して走登るといふ事件が発生する。関白頼忠の威信も何も無いのである。二月二十八日には、円融天皇の、檢非違使達の職務怠慢を、左衛門督重光に糺した言葉の中に「近頃強盜・殺害・放火が連日絶えない」とある。これは、前日の「檢非違使等の、職掌を勤めざるの致すところなり」との円融天皇の言葉に示されたごとく、京都の治安を護るべき檢非違使達が、職務放棄をしていたからに他ならない。三月三日には世間が落ち着かないので、仁王会執行の如何が問われている。そして五月三日には十六社に奉幣が行われている。

火災や強盜・殺人が多発しているのは、檢非違使の怠慢を計算にいたした上での放火や不審火・強盜・殺人なのではなかったか。治安警備に当たるべき者が全く働かない、サボタージュしているのである。帝の威令が末端まで行き渡らないのである。盜賊や放火犯達は捕まる恐れは無いのである。安心して悪事に勤しめたのである。木造の建物である、油をしみこませた布に火をつけて放り込みさえすれば、いとも簡単に火が出たであろう。また強盜に入ったあと口封じの為に殺害し、その後火をかければ良いのである。檢非違使達が出勤したところで、消火に手間取っている間に、遙か彼方に逃走すれば良かったのである(表Ⅷ参照)。

表Ⅷ(天元五年〔九八二〕) ①『日本紀略』、②『小右記』による)

月 日	記 事
一月一九日	二品宮被參入、以承香殿爲直廬、初被候麗景殿、 <small>(藤子内親王)</small>
一月廿八日	今朝院女御頓滅云々、梅壺今夜退出、 <small>(冷泉上皇)</small> <small>(藤原通子)</small>

二月 四日	又被仰云、去月晦間御足留 <small>(ト)</small> 非尋常、召陰陽師可令占申、又召醫家可令問其由、又可令奉仕御祈者、即奏云、穢氣遍滿、	小
二月 七日	下官奏云、月來海賊蜂起、緣海調庸、已以難運(中略)仰云、左大臣与諸卿相共可定申者、	小
二月 十八日	今夜織部司東邊小屋等燒亡云々、	小
二月 十九日	壬午。皇太子於南殿加三元服。仍天皇出御南殿。左大臣 <small>雅信</small> 加冠。中納言重光理髮。有音樂。詔書云。爲父後者。六位以下敍爵一級。去天元三年以往調庸未進咸免除之。東宮宣旨。御乳母等敍位。大臣以下給祿有差。 今夜下人拔刀走登弘徽殿渡殿、 <small>常寧殿与弘徽殿南渡殿也</small> 即殿御隨身等捕之、即給檢非違使了、	小 紀
二月 廿三日	戌時許從伊豫國言上賊首能原兼信及他賊等十五追討之解文、	小
二月 廿七日	仰云、日者京師不閑、足可驚恠、群盜盈巷、致害連日、是檢非違使等不動職掌之所致也、	小
二月 廿八日	今朝召遣左衛門督重光、被仰云、近日強盜致害放火者連日不斷、公家尤有驚御、使官人等專志職掌、若有不動職掌者解却見職、仰其由、可令勤職掌者、	小
三月 一日	癸巳。日蝕。	紀
三月 三日	乙未。又仁王會若可行欵、世間不靜、尤可慎御、	小
四月 九日	傳聞、昨夜二品女親王、 <small>承香殿女御</small> 不使人知、蜜親切髮云々、或說云、邪氣之所致者、又云、年來本意者、宮人秘隱、不云實誠、早朝義壞朝臣參入、令奏此由云々、 <small>(藤原)</small>	小
五月 三日	甲午。天皇行幸八省院。奉遣十六社幣使。依天變恠異御祈也。	紀

ここで留意しなければならないのは、二月十九日の事件である。同じような事件が天元三年九月十三日に発生している。東宮の帯刀藤原景澄が弘徽殿女御の曹司に盗みに入った事件である。東宮は勿論、関白家のダメージは大きかったと思われる。今回の事件も関白家の受けた衝撃は大きかったと思われる。それと同時に、東宮の受けたダメージも大きかったのではないか。その日は東宮・師貞親王の元服が宮中で執り行われた、東宮にとっては喜ばしくめでたい日だったのである。そんな日に後宮の弘徽殿の細殿で抜刀した下人が騒ぎを引き起こしたのである。構造的には、天元三年九月十三日の事件と、天元五年二月十九日の事件は同じなのである。

このような状態であれば、病み上りでもあり、体力が衰え、それに伴い気力も萎える。天元五年に入ると、円融天皇はすっかり、退位を念頭においた行動にでるのである。円融天皇の退位の準備は、一月十日から始まる。その日、実資に対して円融寺の造作料を捻出する為の爵を、大炊允三嶋兼連に与えるよう指示をする。また二月十二日には、円融天皇の御願所とされる円融寺への行幸の事を、円融寺の別当である源重信に命ずるよう指示をしている。その三日後の十五日には余慶僧都について授戒をするのである。緒についた後院・院の御所が完成すればいつでも退位が可能である。心残りには、弘徽殿女御・遵子の立后ではなかったか。

表IX(天元五年(九八二)) ①『日本紀略』、②『小右記』による)

月 日	記 事
一月 十日	召下官被仰云、円融寺申造作新爵、以大炊允三嶋兼連可被預榮爵之奏狀、將遣太相府可令定申者、 ①

二月十二日	今日大相府被奏円融寺行幸事、件円融寺是御願所、於幸又有何事、左右在勅命者、仰云、行幸事可催行之由、可仰大納言 <small>(藤)</small> 重信者、件卿彼寺別當、仍使彼卿、	①
二月十五日	今日餘慶僧都於二間所給御襲・表袴云々、傳聞、依奉授戒云々、先年又有此事、	①
三月十一日	以二女御從四位上藤原遵子一。立爲二皇后一。	②
六月五日	乙丑、參殿、次參内、以左大將爲後院・堀河院等別當、以左近中將 <small>(藤)</small> 正清・下官等爲堀河院別當、	①

遵子の立后は三月十一日に行われた。その後六月には退位の準備として、後院と堀河院の別當が定められたのである。

#### 四、天元五年の内裏火災・奇妙な一致

天元五年は兼家にとっては余りにも大きなショックが立て続けに起きるのである。一月二十八日には最愛の女一人・超子が頓死した。兼家の歎きは大きいのである。更三月に入ると兼家の希望も空しく、未だに皇子の誕生も見ない関白女・遵子が立后する。五月には関白家の慶びに満ちた歓声が聞こえてきそうな様子である。遵子が中宮として内裏に出御する。翌日には関白家の公任が中宮入内の賞として、從四位上に叙されたのである。兼家はどれほど悲しくて・悔しかったことであろうか。計り知ることは出来ないほどである。右大臣兼家のやり場のない不満が爆発してもおかしくない年である。また不安が募った年でもある。

六月には、強盗が式乾門陣西御垣下まで侵入し、物を盗んだ上に放火までしている。下手をすれば、内裏まで延焼し

たかも知れないのである。天候も不順で月には祈雨の為の丹生・貴船神社への奉幣、神泉苑での修法等が執り行われ、雨が降ったと喜んでゐる。八月には台風によって談天門が倒壊しているのである。気の休まる暇が無い。

表X(天元五年〔九八二〕<sup>①</sup>『日本紀略』による。)

月 日	記 事
六月 七日	丁卯。宣旨。去五日夜。強盗入 <sub>二</sub> 式乾門陣西御垣下 <sub>一</sub> 。盜 <sub>三</sub> 取雜物 <sub>一</sub> 。放火烧亡。彼夜宿直官人以 <sub>レ</sub> 下召問。可 <sub>レ</sub> 令 <sub>レ</sub> 弁 <sub>コ</sub> 申子細 <sub>一</sub> 者。 <sup>①</sup>
七月十六日	乙巳。祈 <sub>コ</sub> 雨奉 <sub>三</sub> 幣丹貴 <sub>一</sub> 社 <sub>一</sub> 。使藏人左衛門尉藤原宣孝。右衛門尉平恒昌。但内裏有 <sub>二</sub> 御修法 <sub>一</sub> 。仍於 <sub>二</sub> 左衛門陣奉 <sub>一</sub> 遣 <sub>レ</sub> 之。 <sup>①</sup>
七月十八日	丁未。自 <sub>二</sub> 今日 <sub>一</sub> 七箇日。於 <sub>二</sub> 神泉苑 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 修 <sub>三</sub> 請雨經法 <sub>一</sub> 。權律師元杲勤 <sub>コ</sub> 仕 <sub>一</sub> 之。伴僧廿口。 <sup>①</sup>
七月廿二日	辛亥。大雨。天下喜 <sub>レ</sub> 之。 <sup>①</sup>
七月廿五日	甲寅。神泉苑御修法。可 <sub>レ</sub> 爲 <sub>二</sub> 結願 <sub>一</sub> 也。而依 <sub>レ</sub> 少 <sub>三</sub> 感應 <sub>一</sub> 。被 <sub>レ</sub> 延 <sub>三</sub> 二箇日 <sub>一</sub> 。 <sup>①</sup>
七月廿七日	今日。神泉苑御修法結願也。依 <sub>レ</sub> 有 <sub>二</sub> 感應 <sub>一</sub> 。遣 <sub>二</sub> 勅使藏人民部少輔源時通 <sub>一</sub> 。以 <sub>二</sub> 權律師元杲 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 補 <sub>三</sub> 權少僧都 <sub>一</sub> 。伴僧給 <sub>二</sub> 度者 <sub>一</sub> 。 <sup>①</sup>
八月 廿日	己卯。依 <sub>レ</sub> 風談天門顛倒。 <sup>①</sup>



十一月十七日

乙巳。夜寅尅。内裏焼亡。火起於宣耀殿北廂。天皇先出御中院。次御八省院小安殿。中宮御職曹司。東宮御縫殿寮。次御内教坊。一品内親王同御之。前齋院尊子内親王出御本家。此天皇遷御職曹司。大臣以下布袴扈從之。諸衛官人烏帽子布衣(中略)奉移威所於縫殿寮。

紀

その様な年の同じ十一月に、内裏の火災が発生するのである。この度は、後宮の宣耀殿北廂から失火している。この度も、火災に巻かれて逃げ惑った主な人々は、円融天皇の他には、中宮遵子、一品資子内親王、尊子内親王といった人々である。この年の三月十一日に関白女・遵子が立后している。詮子が不在の時を見計らったように、内裏では火災が発生するのである。そして今回も天元三年と同様、火災で逃げ惑った人々の中には詮子の名がなく、失火当時、後宮には居なかったと思われるのである。

右大臣兼家の極度の不満や不安が高まった年には、弘徽殿での騒ぎと十一月の内裏の火事がセットで発生している。これは天元三年と共通した構造ではないか。大変興味深いのである。

註

註一 拙論「円融天皇の治世の特色——遵子立后——」(『信州豊南短期大学紀要』第十七号)

註二 『公卿補任』天禄三年「兼通」条

註三 『公卿補任』貞元二年条